

第2期小野市障害福祉計画



平成21年3月

小 野 市

第1章	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の期間	1
4	計画の策定体制	1
5	計画の理念	2
第2章	障害者等の状況	3
1	総人口の状況	3
2	身体障害者手帳所持者数の状況	3
3	療育手帳所持者数の状況	5
4	精神障害者健康福祉手帳所持者の状況	6
第3章	平成23年度の数値目標及び取り組み	7
1	福祉施設入所者の地域生活への移行	7
2	入院中の精神障害者の地域生活への移行	8
3	福祉施設から一般就労への移行	9
第4章	障害福祉サービス等の見込量	10
1	訪問系サービス	10
2	日中活動系サービス	11
3	居住系サービス	14
4	指定相談支援	15
5	地域生活支援事業	16
第5章	計画の推進体制	22
1	関係機関等との連携	22
2	計画の進捗管理	22
第6章	資料	23
1	小野市障害福祉計画策定委員会設置要綱	23
2	小野市障害福祉計画策定委員会	25

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

平成 12 年度に介護保険制度、平成 15 年度に支援費制度が施行され、社会全体で支え合う障害者福祉施設の新たな枠組みがつくられました。

そして、障害福祉サービスの地域格差の解消、地域生活移行や就労支援といった新たな課題等への対応のため、平成 18 年 4 月より障害者自立支援法が施行され、平成 18 年 10 月から障害福祉サービス全般にわたる大幅な改正が行われました。

これを受けて、障害者自立支援法の趣旨を十分に踏まえ、新しい制度の円滑な導入を図りながら、障害のある人が安心でき、生きがいをもって生活できる地域生活の実現を目指して、必要な障害福祉サービスや相談支援等が地域において計画的に提供されるよう平成 19 年 3 月に小野市障害福祉計画を策定しました。

2 計画の位置づけ

この計画は、障害者自立支援法第 88 条第 1 項に基づく「市町村障害福祉計画」であり、障害者自立支援法に定める障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の必要量等を定めるものです。

また、この計画は、「小野市障害者計画」とともに、「夢プラン 2010 おの総合計画」の障害福祉分野の計画として位置づけ、本市の関連計画である「小野市地域福祉計画」「小野市高齢者福祉計画」などの各種計画と整合性を保ったものとしします。

3 計画の期間

障害福祉計画は、現行の施設が新たなサービス体系への移行を終了する平成 23 年度を目標年度とし、平成 18 年度から平成 20 年度までの 3 年間で第 1 期計画とし、その後 3 年ごとに見直しを行うものとなっています。

この計画は、第 1 期計画の見直しを行い、第 2 期計画として平成 21 年度から平成 23 年度までの施策等を定めるものです。

4 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、小野市障害福祉計画策定委員会設置要綱に基づき、学識経験者、関係団体等関係者及び行政関係者など 14 名

で構成する小野市障害福祉計画策定委員会を設置し、現状分析、計画案を審議し、その意見を踏まえた上で策定します。

5 計画の理念

この計画は、「小野市障害者計画」の基本理念とする「心がかよい合い、地域でいきいきと暮らせるまち」の理念を踏まえ、次の点に配慮して障害福祉施策を進めていきます。

(1) 障害者の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念の下、障害の種別、程度を問わず、障害者が自らその居住する場所を選択し、その必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けつつ、障害者の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスの提供基盤の整備を進めること

(2) 市町村を基本とする仕組みへの統一と三障害の制度の一元化

障害福祉サービスに関し、市町村を基本とする仕組みに統一するとともに、従来、身体障害、知的障害、精神障害と障害種別ごとに分かれていた制度を一元化することにより、立ち後れている精神障害者などに対するサービスの充実を図り、都道府県の適切な支援等を通じて地域間で大きな格差のあるサービス水準の均てん化を図ること

(3) 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備

障害者の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供基盤を整えるとともに障害者の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくり、NPO 等によるインフォーマルサービスの提供など、地域の社会資源を最大限に活用し、基盤整備を進めること



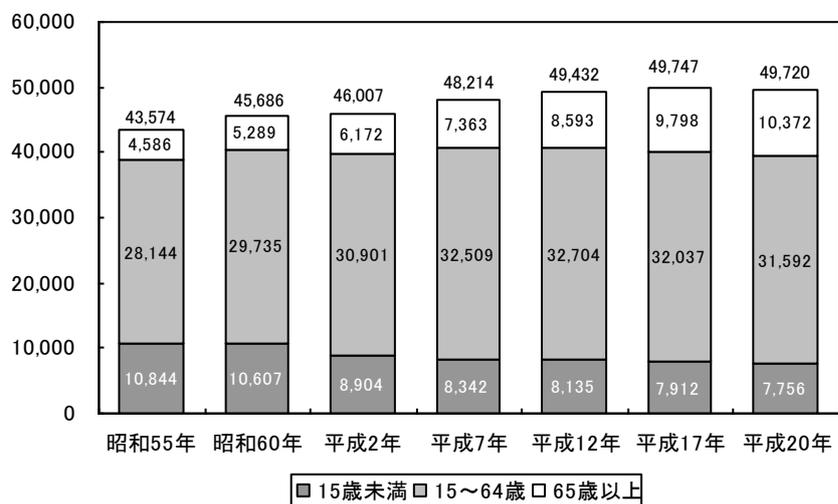
第2章 障害者等の状況

1 総人口の状況

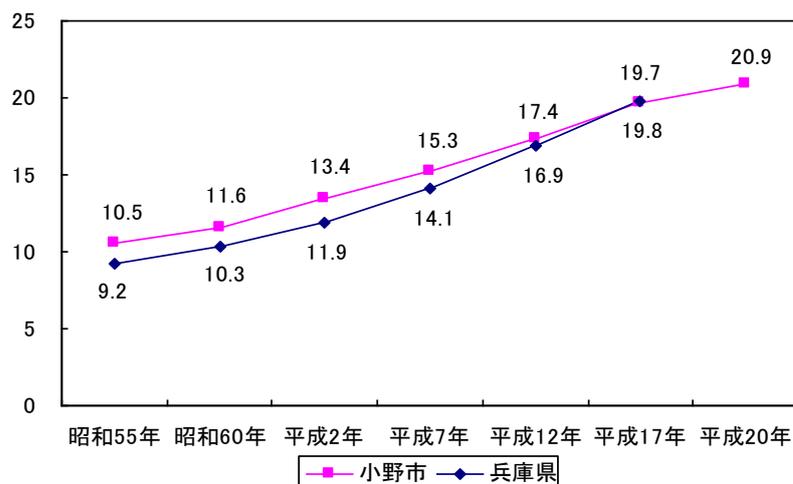
小野市の総人口は、平成18年度まで増加傾向にあり、その後ほぼ横ばいとなり、平成20年4月1日現在、49,720人となっています。

また、構成年齢の内訳を見ると、65歳以上の高齢人口が急増し、高齢化率も上昇を続けており、平成20年度時点で20.9%となっています。

◆小野市の総人口の推移



◆小野市の高齢化率の推移



資料：昭和55年～平成17年 国勢調査（各年10月1日現在）
平成20年 住民登録人口（4月1日現在）

2 身体障害者手帳所持者数の状況

身体障害者手帳所有者等級別構成比

単位：人 ()は障害児

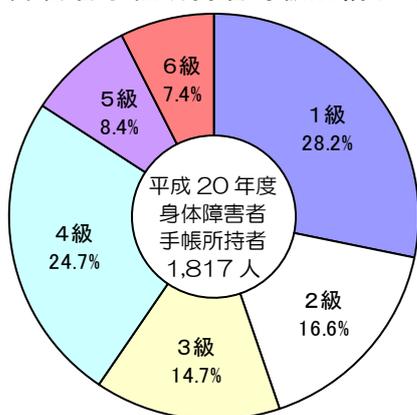
	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
合計	1,632 (38)	1,650 (36)	1,663 (35)	1,750 (32)	1,794 (38)	1,817 (38)
1級	446 (16)	460 (14)	466 (13)	496 (12)	507 (16)	513 (14)
2級	267 (10)	276 (11)	285 (10)	296 (9)	302 (10)	301 (11)
3級	239 (6)	237 (6)	228 (5)	237 (5)	255 (5)	267 (5)
4級	375 (3)	381 (4)	392 (5)	424 (4)	437 (4)	449 (5)
5級	175 (0)	172 (0)	162 (0)	160 (0)	154 (0)	152 (0)
6級	130 (3)	124 (1)	130 (2)	137 (2)	139 (3)	135 (3)

身体障害者手帳所持者障害種別構成比

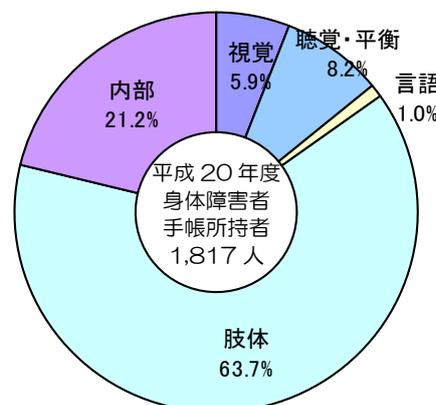
	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
合計	1,632 (38)	1,650 (36)	1,663 (35)	1,750 (32)	1,794 (38)	1,817 (38)
視覚	115 (2)	114 (2)	108 (2)	108 (2)	111 (2)	107 (2)
聴覚・ 平衡	148 (8)	143 (7)	138 (8)	142 (7)	147 (7)	149 (7)
言語	17 (0)	16 (0)	15 (0)	17 (0)	18 (0)	19 (0)
肢体	1,017 (22)	1,039 (21)	1,061 (20)	1,126 (20)	1,140 (24)	1,157 (24)
内部	335 (6)	338 (6)	341 (5)	357 (3)	378 (5)	385 (5)

各年度3月31日現在（平成20年度のみ1月1日現在）

身体障害者手帳所持者等級別構成比



身体障害者手帳所持者障害種別構成比



3 療育手帳所持者数の状況

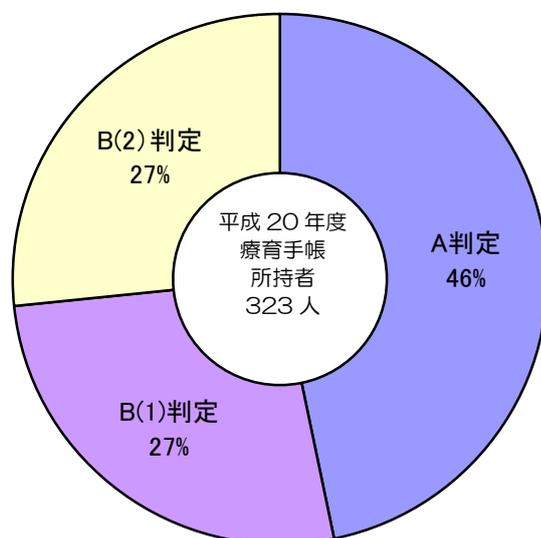
療育手帳所持者等級別構成比

単位：人 ()は障害児

	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
合計	249	264	274 (98)	294 (112)	316 (129)	323 (131)
A	119	130	136 (36)	147 (40)	149 (37)	151 (36)
B(1)	82	80	81 (22)	83 (23)	85 (24)	86 (25)
B(2)	48	54	57 (40)	64 (49)	82 (68)	86 (70)

各年度3月31日現在（平成20年度のみ1月1日現在）

療育手帳所持者等級別構成比



4 精神障害者健康福祉手帳所持者の状況

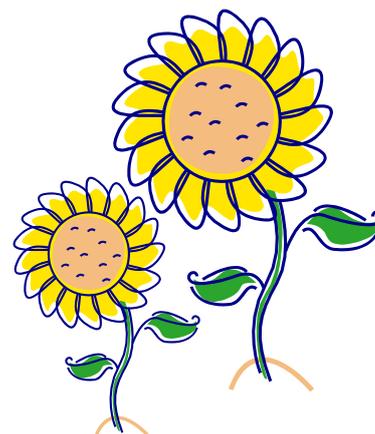
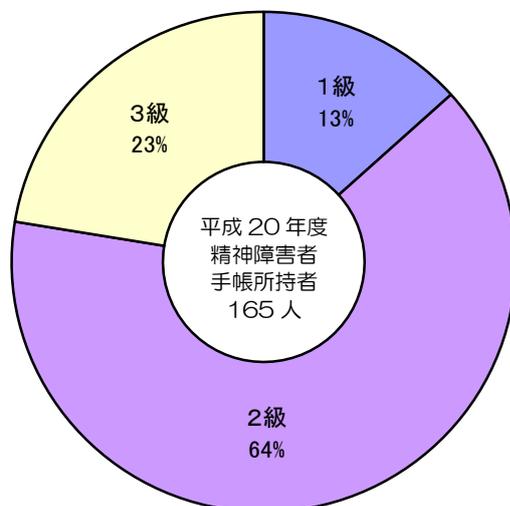
精神障害者健康福祉手帳所持者等級別構成比

単位：人

	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
合計	90	104	118	138	155	165
1級	12	13	17	19	21	22
2級	61	73	80	92	101	106
3級	17	18	21	27	33	37

各年度3月31日現在（平成20年度のみ1月1日現在）

精神障害者保健福祉手帳所持者
等級別構成比



第3章 平成23年度の数値目標及び取り組み

指定障害福祉サービス等の見込みや第1期計画の進捗状況・今後の推進方策に関する検討課題を踏まえて、次の3項目について平成23年度の数値目標を設定しました。

目標達成が図られるよう、関係機関との密接な連携のもと障害福祉サービス等の充実を進めていきます。

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

国は、平成17年10月1日現在の入所施設の入所者の1割以上が地域生活に移行することを目指すとともに、平成23年度末時点の施設入所者数を7%以上削減することを基本方針としています。

兵庫県は、国の基本方針にかかわらず、入所待機者や地域生活の環境整備状況の実態に即して施設入所者数を削減することとしています。

小野市の考え方

平成20年時点の実績、地域の環境整備状況及び施設入所待機者数を考慮し、平成23年度末における入所者数を3名減の50名とすることを目標とする。

項目	数値	考え方
現入所者	53 人	平成17年10月1日の人数 (A)
地域移行数	6 人	(B)
	11.3 %	(B) / (A)
削減見込み数	3 人	(C)
	5.7 %	(C) / (A)
目標年度の入所者	50 人	平成23年度末

※ 入所者数には、身体障害者更生施設、知的障害者通勤寮、就労移行支援等利用者の入所者は含みません。

※ 地域移行数は、福祉施設入所者が施設を退所し、グループホーム・ケアホーム、一般住宅などへ生活の拠点を移したものの人数とする。

2 入院中の精神障害者の地域生活への移行

国は、平成24年度までに、精神科病院に入院中の精神障害者のうち、「受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者」が退院することを目指しており、平成23年度における退院可能精神障害者数の減少目標を設定することとしています。

兵庫県は、「受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者」の数を、平成18年6月末に県内精神科病院への調査を行った結果、約2,300名と見込み、そのうち小野市在住の方は21名であるとしています。

小野市の考え方

目標数値については、第1期計画と同様に兵庫県の示す「受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者」の数のうち平成23年度末までに約9割にあたる18名を地域生活への移行の目標とする。

なお、地域生活への移行推進にあたって、日中活動の場の提供、居宅介護や相談支援等の日常支援などを充実し、併せて精神障害者理解の啓発を行う。

項目	数値	考え方
現在数	21 人	現在の退院可能精神障害者数
目標値（減少数）	18 人	上記のうち、23年度末までに減少をめざす数

※平成21年度に「今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会」での議論を踏まえ、新たな考え方が提示されます。

3 福祉施設から一般就労への移行

国は、平成17年度中の福祉施設から一般就労への移行実績の4倍以上とすることを目安としており、福祉施設における就労支援を強化する観点から、平成23年度までに平成17年10月1日時点の福祉施設の利用者のうち、2割以上の人々が就労移行支援事業を利用するとともに、平成23年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、3割は就労継続支援事業 A 型を利用することを基本指針としています。

兵庫県は、国の基本方針に加え、官公庁における障害者雇用や職場実習を推進することとし、また、競争性及び公共性の確保に留意しつつ、官公庁の随意契約等により福祉施設への優先発注の取組を進めることとしています。

小野市の考え方

目標数値については、平成17年度中の福祉施設から一般就労への移行実績の4倍とする。

なお、一般就労への移行を促進するため、職業安定所や労働担当部局等と連携し、企業や福祉施設などへの啓発活動を行い就労に関する環境を整備し、また、障害者就労・生活支援センターやジョブコーチなどを活用し、一般就労への移行の促進や職場定着を図ることとする。

また、就労継続支援事業の利用者のうち、3割は就労継続支援事業 A 型を利用すること、官公庁における障害者雇用や職場実習を推進すること及び競争性及び公共性の確保に留意しつつ、官公庁の随意契約等により福祉施設への優先発注の取組を行うこととする。

項目	数値	考え方
現在の年間一般就労移行者数	1 人	平成17年度に福祉施設を退所し、一般就労した者の数 (A)
目標値 (目標年度の年間一般就労移行者数)	4 人	平成23年度に福祉施設を退所し、一般就労する者の数 (B)
	4 倍	(B) ÷ (A)

第4章 障害福祉サービス等の見込量

1 訪問系サービス

(1) 居宅介護

居宅介護の支給が必要と判断された障害のある人の家庭に対して、ヘルパーを派遣し、入浴・排泄・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行うサービスです。

(2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常時介護を要する障害のある人に対して、ヘルパーを派遣し、入浴・排泄・食事等の介護、外出時における移動中の介護を行うサービスです。

(3) 行動援護

知的障害、精神障害によって行動上著しい困難があり、常時介護を要する障害のある人に対して、ヘルパーを派遣し、行動する際に生じ得る危険を回避するための援護や外出時における移動中の介護を行うサービスです。

(4) 重度障害者等包括支援

意思の疎通に著しい困難を伴う重度障害のある人に対して、居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行うサービスです。

見込み量の算出方法等

第1期計画の見込量、利用者数・利用時間の実績値及び施設から地域移行する障害者の利用を勘案し、平成23年度末までの訪問系サービスの見込み量を算出する。

なお、ヘルパーや事業所不足の解消のため、介護保険ヘルパーや介護保険事業所へ障害者理解の啓発などを行う。



訪問系サービスの見込み量

区 分			第 1 期			第 2 期（本計画）		
			平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
居宅介護	利用量	時間/月	218	232	225	250	300	400
	実利用者	人/月	21	22	22	22	27	38
重度訪問介護	利用量	時間/月	167	177	163	200	250	300
	実利用者	人/月	3	3	3	3	4	5
行動援護	利用量	時間/月	0	0	0	20	20	30
	実利用者	人/月	0	0	0	1	1	1
重度障害者等 包括支援	利用量	時間/月	0	0	0	30	30	40
	実利用者	人/月	0	0	0	1	1	1
合計	利用量	時間/月	385	409	388	500	600	770
	実利用者	人/月	24	25	25	27	33	45

平成 18、19 年度は実績、平成 20～23 年度は見込み数値

2 日中活動系サービス

(1) 生活介護

常時介護が必要である障害者に対して、昼間、入浴・排泄・食事等の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービスです。

(2) 自立訓練（機能訓練）

機能訓練は、地域生活を営むうえで身体機能・生活能力の維持・向上などのため、支援が必要な身体障害のある人を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

(3) 自立訓練（生活訓練）

生活訓練は、地域生活を営むうえで生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な知的障害・精神障害のある人を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

(4) 就労移行支援

一般企業への就労を希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じ、一般企業への雇用または在宅就労等が見込まれる人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。

(5) 就労継続支援 A 型

就労に必要な知識・能力の向上を図ることによって雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に、雇用に基づく就労機会の提供や一般雇用に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。

(6) 就労継続支援 B 型

年齢や体力面で雇用されることや就労移行支援及び就労継続支援 A 型を利用することが困難な人、就労移行支援事業を利用したが一般企業への雇用に結びつかなかった人、50歳に達している人などに、一定の賃金水準に基づく就労の場を提供するとともに雇用形態への移行に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。

(7) 療養介護

医療と常時の介護を必要とする人に、主として昼間に医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護及び日常生活の世話をを行うサービスです。

(8) 児童デイサービス

療養を必要とする児童を対象に、日常生活における基本的な動作を習得し、集団生活に適応できるよう、当該児童の身体及び精神の状況や環境に応じた適切な訓練を行うサービスです。

(9) 短期入所

居宅で介護する人が病気などの理由により、障害者支援施設やその他の施設へ入所を必要とする障害のある人に対して、短期間、夜間を含めて施設で入浴・排泄・食事等の介護を行うサービスです。

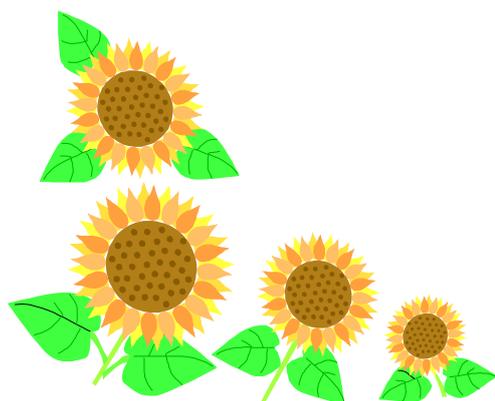
見込み量の算出方法

第 1 期計画の見込み量、利用者数・利用時間の実績値、旧体系施設の事業移行及びサービス提供事業者の新規参入などを勘案し、平成 23 年度末までの日中活動系サービスの見込み量を算出する。

日中活動系サービスの見込み量

区 分			第 1 期			第 2 期（本計画）		
			平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
生活介護	利用量	人日/月	88	316	502	700	810	900
	実利用者	人/月	6	17	24	35	41	46
自立訓練 ・機能訓練	利用量	人日/月	0	26	24	22	22	22
	実利用者	人/月	0	1	1	1	1	1
自立訓練 ・生活訓練	利用量	人日/月	0	23	23	44	66	110
	実利用者	人/月	0	1	1	2	3	5
就労移行支 援	利用量	人日/月	22	56	56	88	176	242
	実利用者	人/月	1	3	3	4	8	11
就労継続支 援（A型）	利用量	人日/月	0	328	335	550	550	550
	実利用者	人/月	0	16	17	25	25	25
就労継続支 援（B型）	利用量	人日/月	0	205	278	396	440	550
	実利用者	人/月	0	10	15	18	20	25
療養介護	実利用者	人/月	1	1	1	1	1	2
児童デイサ ービス	利用量	人日/月	0	0	0	0	0	0
	実利用者	人/月	0	0	0	0	0	0
短期入所	利用量	人日/月	59	59	74	90	100	120
	実利用者	人/月	8	10	12	14	16	19
合計	利用量	人日/月	169	1013	1292	1890	2164	2494
	実利用者	人/月	16	59	74	100	115	134

平成 18、19 年度は実績、平成 20～23 年度は見込み数値



3 居住系サービス

(1) 共同生活援助（GH）

共同生活援助は、就労又は自立訓練、就労移行支援などを受けている知的障害者・精神障害者を対象として、事業者と賃貸契約を結んだ利用者に対し、主に夜間や休日に相談や食事提供その他の日常生活上の世話をを行うサービスです。

(2) 共同生活介護（CH）

共同生活介護は、介護を要する知的障害者・精神障害者を対象として、事業者と賃貸契約を結んだ利用者に対し、主に夜間や休日に入浴・排泄・食事等の介護を行うサービスです。

(3) 施設入所支援

自立訓練若しくは就労移行支援の対象者のうち、単身での生活が困難な人、地域の社会資源などの状況により通所することが困難な人、又は生活介護の対象となっている障害のある人に対して、夜間や休日に入浴、排泄、食事の介護などを行うサービスです。

見込み量の算出方法

第1期計画の見込量、利用者数・利用時間の実績値及び旧体系施設の事業移行などを勘案し、平成23年度末までの居住系サービスの見込み量を算出する。

居住系サービスの見込み量

区 分			第1期			第2期（本計画）		
			平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
共同生活援助 （GH）	実利用者	人/月	2	2	2	3	5	7
共同生活介護 （CH）	実利用者	人/月	3	4	4	6	8	10
施設入所支援	実利用者	人/月	0	16	24	33	38	42
合計	実利用者	人/月	5	22	30	42	51	59

平成18、19年度は実績、平成20～23年度は見込み数値

4 指定相談支援（サービス利用計画作成）

支給決定を受けた障害のある人またはその保護者が、対象となる障害福祉サービスを適切に利用できるよう、支給決定を受けた障害のある人の心身の状況、生活環境、障害福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情などを勘案し、サービス利用計画を作成するサービスです。

見込み量の算出方法

第1期計画の見込み量、利用者数・利用時間の実績値、地域移行する方の利用の増加及び地域社会の情勢などを勘案し、平成23年度末までのサービス利用計画作成の見込み量を算出する。

サービス利用計画作成の見込み量

区 分		第1期			第2期（本計画）		
		平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
実利用者	人/月	2	3	3	5	7	11

平成18、19年度は実績、平成20～23年度は見込み数値



5 地域生活支援事業

(1) 相談支援事業

【障害者相談支援事業】

障害のある人や介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用支援などを行うとともに、関係機関との連絡調整など、必要な援助を行う事業です。

【地域自立支援協議会】

相談支援事業の運営評価、支援困難事例の対応方法の検討を行うとともに、地域の関係機関によるネットワークの構築に向けた協議など、地域の障害福祉システムづくりに関する中核的な役割を果たす協議の場です。

【市町村相談支援機能強化事業】

相談支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、一般的な相談支援事業に加え、社会福祉士、保健師、精神保健福祉士などの専門的な職員を配置し、相談支援機能の強化を行う事業です。

【成年後見制度利用支援事業】

成年後見制度の利用を促進するため、親族のいない障害者に成年後見制度の申し立てに要する経費（登録手数料、鑑定費用など）及び後見人などの報酬の全部または一部を助成する事業です。

相談支援事業の見込み量

区 分		第 1 期			第 2 期（本計画）		
		平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
障害者相談支援事業	箇所	1	1	1	1	1	1
地域自立支援協議会	有無	有	有	有	有	有	有
市町村相談支援機能強化事業	有無	有	有	有	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	有無	無	無	無	無	無	有

平成 18、19 年度は実績、平成 20～23 年度は見込み数値

(2) コミュニケーション支援事業

手話通訳者等を設置し、聴覚・言語機能に障害のある人に手話通訳者や要約筆記者を派遣する事業を通して、意思疎通の仲介をするなどのコミュニケーション支援を行う事業です。

コミュニケーション支援事業の見込み量

区 分			第 1 期			第 2 期（本計画）		
			平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
手話通訳者派遣事業	利用量	回/年	19	9	12	15	17	20
	実利用者	人/年	4	4	4	5	5	7
要約筆記者派遣事業	利用量	回/年	5	3	4	5	6	8
	実利用者	人/年	2	1	2	2	2	3

平成 18、19 年度は実績、平成 20～23 年度は見込み数値

(3) 日常生活用具給付等事業

日常生活を営むことに支障がある障害者等に対し、日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付する事業です。

日常生活用具給付等事業の見込み量

区 分		第 1 期			第 2 期（本計画）		
		平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
介護・訓練支援用具	件/年	0	2	2	4	4	4
自立生活支援用具	件/年	0	11	6	2	2	2
在宅療養等支援用具	件/年	0	6	2	6	6	6
情報・意思疎通支援用具	件/年	1	8	4	5	6	7
排泄管理支援用具	件/年	47	324	350	380	410	440
住宅改修費	件/年	1	1	5	4	4	4

平成 18、19 年度は実績、平成 20～23 年度は見込み数値

(4) 移動支援事業

屋外での移動が困難な全身性障害をお持ちの方、交通機関の利用が困難な知的障害をお持ちの方などに、社会参加を促進するため、ガイドヘルパーが外出時の移動を支援する事業です。

移動支援事業の見込み量

区 分		第 1 期			第 2 期（本計画）		
		平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
契約事業所	箇所	7	7	8	8	8	9
利用量	人回/年	20	58	72	90	110	127
実利用者	人/年	4	6	7	9	11	13
利用時間	時間/年	58	219	413	450	500	596

平成 18、19 年度は実績、平成 20～23 年度は見込み数値

(5) 地域活動支援センター事業

障害のある人を通わせ、創作活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの支援を行う事業です。

地域活動支援センター事業の見込み量

区 分			第 1 期			第 2 期（本計画）		
			平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
地域活動支援 センター (小野市所在)	利用事業所	箇所	0	0	0	0	0	1
	実利用者	人/年	0	0	0	0	0	8
地域活動支援 センター (他市所在)	利用事業所	箇所	0	0	1	4	4	4
	実利用者	人/年	0	0	12	20	20	20

平成 18、19 年度は実績、平成 20～23 年度は見込み数値

(6) 更生訓練費給付事業

就労移行支援事業等を行う施設に入所している障害者に、更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図る事業です。

(7) 施設入所就労支度金給付事業

就労移行支援事業等を利用し、就職等により、自立する障害者に対し、就職支度金を支給し、社会復帰の促進を図る事業です。

(8) 知的障害者職親委託事業

知的障害者を一定期間職親に預け、生活指導及び技能習得訓練などを行うことによって、就職に必要な訓練と雇用の促進、職場における定着を図る事業です。

更生訓練費給付事業等の見込み量

区 分			第 1 期			第 2 期(本計画)			
			平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	
更生訓練費給付 事業	実利用者	人/年	6	4	1	1	1	1	
	施設入所者就職 支度金給付事業	実利用者	人/年	0	0	0	0	0	1
知的障害者職親 委託事業	職 親 数	箇所	0	0	0	0	0	0	1
	実利用者	人/年	0	0	0	0	0	0	1

平成 18、19 年度は実績、平成 20～23 年度は見込み数値

(9) 生活支援事業

【生活訓練等事業】

知的障害者等に対して、日常生活上必要な訓練指導等を行うことにより、生活の質的向上を図り、社会復帰を促進する事業です。

【本人活動支援事業】

知的障害者等が、自分に自信を持ち、仲間と話し合い、自分たちの権利や自立のため社会に働きかける等の活動を支援する事業です。

【ボランティア活動支援事業】

障害者等及びその家族等の団体が行う障害者等の社会復帰に関する活動に対する情報提供等及び障害者等に対するボランティア活動の支援を行う事業です。

(10) 日中一時支援事業

障害児等の日中における活動の場を確保し、障害児等の家族の就労支援及び障害児等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする事業です。

【障害児タイムケア事業】

特別支援学校などに在籍している障害のある児童に対して、放課後や夏休みなどの長期休暇期間中における活動の場を提供する事業です。

【日中一時支援事業】

障害のある人に対して通所サービス事業所などで日中活動の場を提供する事業です。

生活支援事業、日中一時支援事業の見込み量

区 分			第 1 期			第 2 期 (本計画)		
			平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
生活訓練等事業	事業所	箇所	—	—	1	1	1	1
	利用量	人日/月	—	—	6	18	19	20
	実利用者	人/月	—	—	1	3	4	5
本人活動支援事業	事業所	箇所	1	1	1	1	1	1
ボランティア活動支援事業	事業所	箇所	1	1	1	1	1	1
障害児タイムケア事業	事業所	箇所	—	1	1	1	1	1
	利用量	人日/月	—	50	88	119	153	170
	実利用者	人/月	—	4	5	7	9	10
日中一時支援事業	事業所	箇所	9	10	11	12	13	15
	利用量	人日/月	22	53	55	70	75	80
	実利用者	人/月	12	15	17	20	21	22

平成 18、19 年度は実績、平成 20～23 年度は見込み数値

(11) 社会参加促進事業

【手話・要約筆記奉仕員養成事業】

聴覚障害者等の交流活動の促進や広報活動などの支援者として期待される手話表現技術を習得した手話奉仕員、要約筆記に必要な技術等を習得した要約筆記奉仕員を養成する事業です。

【点字・声の広報等発行事業】

文字による情報入手が困難な障害者等のために、市広報など障害者等が地域生活をするうえで必要度の高い情報を点訳・音声訳により定期的に障害者等に提供する事業です。

【障害者スポーツ大会開催事業】

スポーツ活動を通じて、障害者等の体力増強、交流、余暇等に資するため及び障害者スポーツを普及するため、障害者スポーツ大会を開催する事業です。

【自動車運転免許取得・改造助成事業】

自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成する事業です。

社会参加促進事業の見込み量

区 分			第 1 期			第 2 期（本計画）		
			平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
手話・要約 筆記奉仕員 養成	受講修了 者	人/年	0	0	18	15	15	15
	新規奉仕 員登録者	人/年	0	0	2	2	2	2
点字・声の 広報等発行	発行回数	回/年	34	34	34	34	34	34
	発行部数	部/回	46	46	46	46	46	50
障害者 スポーツ 大会開催	実施回数	回/年	0	0	0	1	1	1
	参加人数	人/年	0	0	0	50	70	100
自動車運転 免許取得・ 改造助成	助成件数	件/年	2	2	2	3	3	3

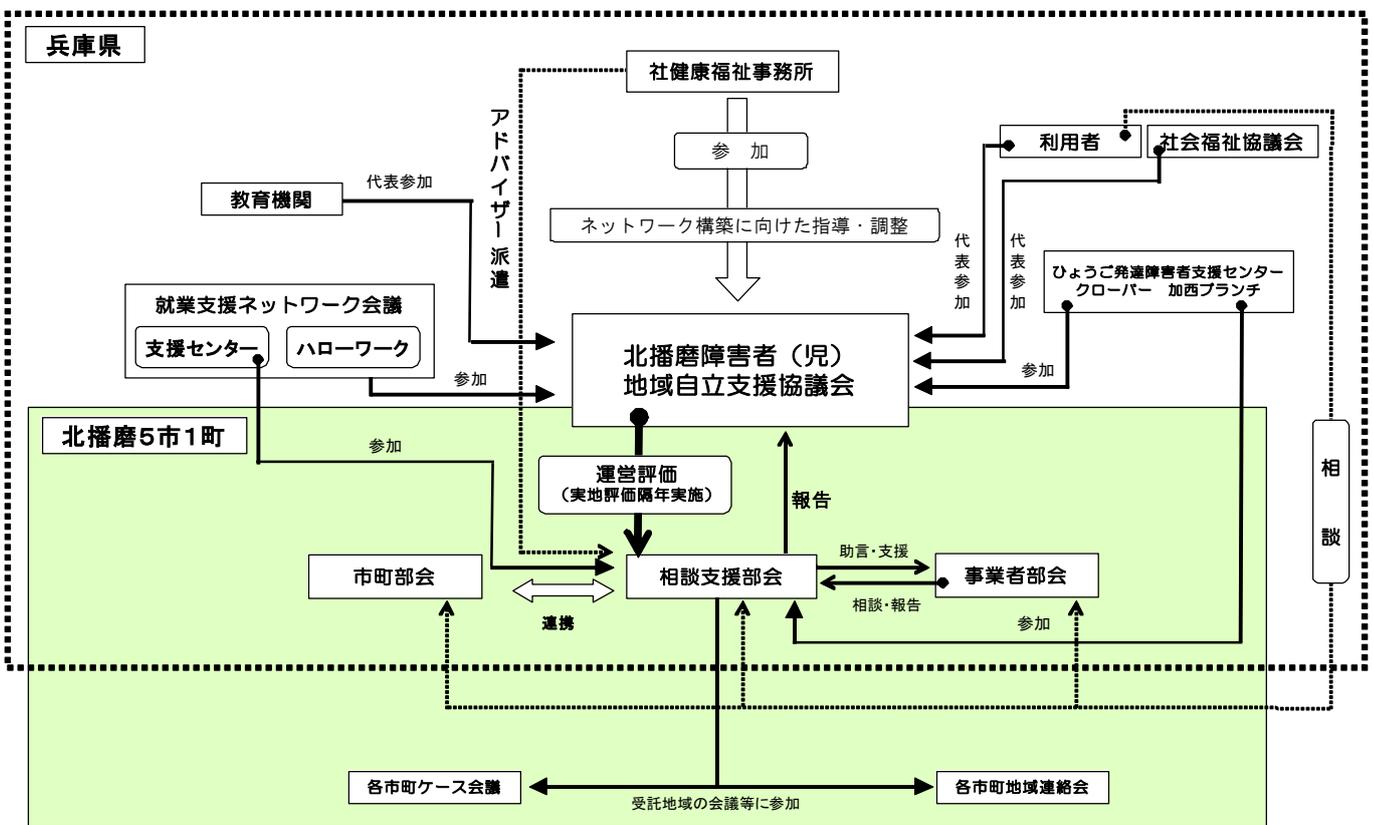
平成 18、19 年度は実績、平成 20～23 年度は見込み数値

第5章 計画の推進体制

1 関係機関等との連携

計画の推進にあたっては、北播磨障害者(児)地域自立支援協議会をはじめ、市の関係課、障害者、障害者団体やボランティア団体、医療機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、近隣市町との連携のもと、県障害福祉計画に基づく障害福祉サービス圏域による広域利用など、十分なサービス提供に努めます。

北播磨障害者(児)地域自立支援協議会連携図



2 計画の進捗管理

本計画の進捗にあたっては、市障害福祉係が事務局となり、計画の実現に向けて毎年計画の進捗の把握、点検及び評価を行い、必要に応じて各種施策の見直しを行っていきます。

第6章 資料

1 小野市障害福祉計画策定委員会設置要綱 (設置)

第1条 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第88条の規定に基づく小野市障害福祉計画（以下「計画」という。）の策定を行うため、小野市障害福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の策定に係る調査等に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員14名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者等
- (3) 行政関係者
- (4) その他第2条の所掌事務遂行のために必要な者

(任期)

第4条 委員の任期は、平成21年3月31日までとする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

2 委員長は、委員会の会務を統括し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(構成委員以外の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に当該構成委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民福祉部において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成21年3月31日限り、その効力を失う。

(招集の特例)

3 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条の規定にかかわらず、市長が招集する。

2 小野市障害福祉計画策定委員会

(敬称略)

選出区分	氏名	団体名	備考
学識経験者	谷口泰司	関西福祉大学社会福祉部	准教授
	岡村龍一郎	小野市加東市医師会	医師
関係団体等	大田正美	小野市障害者福祉協会	当事者団体 (身体)
	高見光信	小野市ひまわり会	当事者団体 (知的)
	岩本眞千子	つつじ会家族会	当事者団体 (精神)
	安井義博	小野起生園	障害者施設
	高橋都子	NPO 法人 こすもす	小規模作業所 (知的)
	田路絵美	医療法人樹光会 大村病院	医療施設 (精神)
	金澤敏夫	小野市民生児童委員協議会	地域福祉
	井上恵子	小野市社会福祉協議会	地域福祉
	東一文代	小野市ボランティア連絡会	地域福祉
行政関係	山口宗雄	社健康福祉事務所福祉課	行政
	近藤誠	西脇公共職業安定所	行政
	小林光寛	小野特別支援学校	教育

第2期小野市障害福祉計画

平成21年3月

小野市 市民福祉部 社会福祉課

〒675-1380

兵庫県小野市王子町806番地の1

TEL (0794) 63-1011

FAX (0794) 63-1990